# 京都 「祇園」 の 歴史 祇 園社境内 の町の生活 下坂

20220926

#### は めに

# 傾城町」 「遊所」 で働く女性

遊女

2

茶立女

茶屋 遊女屋

遊所」 「傾城町 (祇園、北野、 (島原)」(洛外、幕府直轄地)寛永十九年(一六四〇) 清水、 八坂) 寛文十年(一六七〇)

茶屋には茶立女一人

芸子 (芸者)・舞子 廻 〔子方(芸子·舞子)取扱店〕

芸子の始まり

▼

「遊妓の廻し店」

寛保頃(一七四一~四四)

# 2 遊所政策

① 寺社の再建・修江戸幕府の寺社・ 理 幕府が全額負担

新地開発

積立金・勧化による再建・修造

禁止(宝永まで)→ 認可(宝永から)

宝永三年(一七〇六)妙法院に所領七条河原で新地の開発を認可

遊女屋は洛外の「傾城町」に集めて幕府が直接支配 正徳二年(一七一二)に祇園社・建仁寺に境内で新地の開発を認可

遊女屋

茶屋は洛外の寺社領に「遊所」を設置する

# 3 江戸幕府の遊所政策 (略年表)

寛文十年 (一六七〇)

寛政二年 (一七九〇)

嘉永四年(一八五一) 天保十三年(一八四二)

安政三年 (一八五六)

茶屋商売の認可。 兀 カ 所 「遊所」の設定

茶屋の廃止 四カ所 「遊所」 の再編。 遊女屋商売の認可

茶屋商売の再認 可

遊女屋商売の再興認可茶屋・遊女屋商売の禁止

茶屋商 売 の 再 々認 可

# 祇園社の旧境内(略年表)

天正十九年(一五九一)天文十三年(一五二六)

御土居の構築。

四条通

り

Ó

封

鎖

旅

所

の移転

大鳥居の流失

四条・五条間

0

河

原

畑

の

喪

失

四条通りの開通

慶長七年 (一六〇二)

寛文十年

- (一六〇三)

四条橋の復興、 河原 の芝居地化

Ш 先斗町(西岸)、宮川町・弁財天町等四条・五条間の護岸工事。河川敷の町家化

(東岸)

5 祇園社境内町(略年表)

正徳二年 元和頃(一六一五~二四)

新 祇

地六町の開発

園町

〔御門前町

出現

(もと祇園村)

新地六町の開発

町

(富永町 末吉町 元吉 町 清本町・ 橋本 町 林下

### ` 祇園 「遊所」 の成立

- $\mathbf{\nabla}$ 寺社 四カ所 の遊所
- 遊所の茶屋軒 数
- 1 元 和 <u>Ŧ</u>. (二四) 初年から寛文十年 (一六七〇)
- 2 寛文十年から正徳二年 (一七一二)

園社境内の

祇園

町

に

「茶屋」

が出現する。

祇園町が幕府から京都 一つに指定される。 の四ヵ所 〔祇園 北 野、 清 水、 八坂) の 遊所」 (茶屋)

3 正徳二年から寛延三年 (一七五〇)

祇園社境内の 広小 路畑地に新地六町 が 開 か れ る。

#### 茶屋商 売 の 停止と遊女屋商売 の 認可 島 原 $\sim$ 0 「遊女口 .銭 の 納 付

(1) 寛延三年か 2ら寛政 二年 (一七九〇)

寛延の取り締まり

幕府が 「茶屋株御吟味」を実施 し、 祇園 町の茶屋株を減らし、 新地六町の 茶屋株

宝暦の茶屋株

2 寛政二年から文化十年 (一八一三)

を増やす。

寛政の取り締まり

幕府が茶屋の営業を禁止し、 遊女株を許可 する。 遊女屋から島原 たに 祇  $\sim$ の 袁 「遊女口銭」 北野、 二条新地、 上納が始まる。 七条新地 の四 力 所 に

各所遊女株二〇株(一株遊女十五 人 〔祇園、 北野、 二条新地、 七条新地〕 - 2 -

3 文化十年か 茶屋株 ら天保十三年(一八四二) (平株と廻し株) が復活する。

茶屋株の再興

茶屋株 ド再興の 政治工作

### 三 茶屋 遊女屋 一商売の 禁止と復興 島 原 ^ の 「芸者口銭」「茶屋口 銭 0 付

1 天保十三年から嘉永四年(一 八五一)

天保の改革により祇園町・ 新地六 町 他 に お け る茶屋 遊女屋商売が禁止 さ れ

2 嘉永四年から安政三年 (一八五六)

遊女屋の再興

天保の改革

幕府が祇園町・ 新地六町他での 遊女屋商 売 の 再興を認可する。 遊女屋か ら島 原

傾城町の借財

安政三年十月 から慶応四年 (一八六八)

3

「芸者

口銭」

上納が始まる。

茶屋渡世の再 Þ 興

茶屋商売の再興が認められる 遊女屋 か ら島原  $\sim$ の「茶屋口銭」の上納 が始まる。

#### む すび

明治維新と祇園

茶屋株と茶立女

傾城町: か らの 独立

茶屋株

茶屋には茶立女一人

# 〔史料〕

〔京都町触集成〕 別卷二一四九九号 寛文十年 (一六七〇) 寺 社 四カ所 の

茶屋には茶立 女 人

通配、女 は 処 の、一 ŋ り 0 せ ば 面、切 闕 追 そ らる 々、隠 所 61 の た た。よしに払 聞 京、覚 べ と て゛り、置 せ 61 きの ひ 商 女壱 急べしめ え 町、 あ 人相かか 間 売 候 る 61 せ宛 改、ら は に こず 差 む、ず 就 自じ斬 の旨堅く ح し べ、。今点罪 € √ 置 し町以に 7 で、清水・八Lで、清水・八Lで、清水・八Lで、 後 せ はし 所 相 前 め R は、 守る ح 町、 々 こ れ 八坂 より 支配 れ べき を た 年 る ま • 寄 御 人 改 女 の た祇 べ 法<sup>は</sup>・ • 事 L Ŧī. 見 園 度と地 れ 分 人 へ組これ. の通り、いよいよ異ち、 主ニも過怠これを申し付け、地ハ品 主ニも過怠これを申し付け、地ハ品 の 主 遊 • 況の躰 北 組 野 門 Þ **門前町の茶屋は、芝**れを改め、寺社門並いよいよりより 隠 遊 し置き商品をおり え候 売 せ ( もの抱え置\* 兼日御定めのは、土地の最は、土地の最は、土地の最は、土地の最に、土地の品は、土地の品は、土地の品は、土地の品は、土地の品は、土地の品は、土地の品は、土地の品は、土地の品は、土地の品は、土地の品は、土地の品は 舎 あ 科きの支遊にの

の通 改 め 也。 り 京 都 町 の中 な 5 ح び に 寺 町 は中 れ 知 ら 通 りせ 曲なし 事どむ たるべき いべく候。. の 旨 ケ 日 これ 申 L を 過 る

文十年 六 月 廿 H

> 対 守 在

上京 町 代

2 京 都 御 役 所 向 茶屋数茶屋数 寛文十 年  $\widehat{\phantom{a}}$ 六七  $\bigcirc$ 遊 所 の 茶屋軒

六 拾 拾 拾 軒 軒 九 三 九三軒軒 軒 弐軒 松 右 右 下三軒 司 野 鳥居 所真 大 路 軒 近 馬 町 町 盛前 弁 才天 場 町 三拾八軒 弐拾 兀 <sup>1</sup>拾三軒 都合三百三十 匹 軒右右 清 同 水 袁 Ŧī. 口 三北軒 所所 弐 町 側 几 町 町町目 目 目

3 京 都 町 集 成 九 七 号 寛延 三年 一七五  $\bigcirc$ 寛延の 取 ŋ

ニ 相 茶 主すの数左 せ 屋 な に働、入 様 候 ら お **き** れ び い **致** 込 改等 な 旨 なる場所もこれ なる場所もこれ さ 差 あ に家請 ては、 らあ せ 免 申 だ置き候る請人等迄 じ ら 候 その女 相 つ外 世 上 れ 聞 き候 有 こえ、 か厳 より を帽 場 る 場 ょ そ た様なれぞれない。 らざ うに 公儀 な なる る 相 を憚 5 急 に 躰 聞 ハ度申 b にて候 らに に ず 月申 市 L の 付 引 が 々し i 付く、 う き 人 料 理 茶立 両 殊 二水 御 べ年れ、 女 茶 祇、茶 所 等 屋 園、屋 の 辺、等 宿 • 五い衣水 ŋ り、に 人た 服茶 に、て つ組 L 等 屋 て、 マ・家・花 等に は、近構来 茶屋 てこ 主 の 麗 不 /1 // な ハ等 = な 申 ح 取 れ き分  $\equiv$ 5 す れり 夜 事 猥 び に あ繕 更 = り 及りい候相に に 迄 し市ば 心止 得 が ず 露 売、 家け、顕女、多別水地致躰、人 え、

洛 末 b 々 0 0 也も 至 一る迄、 已まれ 却 致 3 ず 急 相 守 べ き山田 洩

八 H

数

4 宝曆元辛克 下遊廓由緒〕 宝暦元年四月 一七五

商

相 未 止 · 四 月 めま か りあり 祇 園 町 掛り相無之茶屋ハ先前之通、茶立女壱人宛差置旨下知有之由記録アリ去庚午十月、売女躰背ニ付商売差留相成、女ハ傾城町江差下相成、・縄手通ならびに宮川筋壱町目より同六町目迄、去・・ 茶屋には茶立 五 年来久し 年来久し 難儀 の

訳を以て、 売 ケ 年之間 祇園町 貸 附方相 へ茶屋株拾軒、 |済み、 か 縄手道へ同拾軒、宮川筋壱町目ヨリ六町目迄同拾五 つ先達て触れ置き候二十三ヶ条(中略) の趣相 守る べ

き旨 L しに 相 成 り その後追々 年限継ぎ致シ候 事 ア 記 リ 録

新きた 草 巻百四 京大阪 の風 俗

# ▼ 新地六町の開発

# 芸子の始まり

「遊妓の 廻し店」

よっ そとせ せっ なっ とせ、 など自笑祇園町も、 妓屋 は ょ と 今 ŋ の縄 祇 • 料 せあまり前に初 園 世を憚る隠妓なるを、今は恐れげなく時めく様に成ぬ。芸子と云は、やよ理屋の類今の祇園町へ引せたり。白人と云もの土手町に始まる。是は素人と云・其碩がすさみ置し双紙にも見江たり。さるを其 辺火消屋敷の御用地に成り、なくて、遊妓の類は三本木土堤町に有て、所謂「土手の春」と云。女駕舁の事系のは人家もなく、元結をこく営み場にて、其の 畷 なりしとぞ。 人々是れを聞て「扨も 少 き事哉」と云しもきのようの夢の心地ぞする。其頃の西門の見江しを覚しかと問ふ」。余「不知」と答ふ。京の大火は「奈何」。「不色の 古へに異なるも大かたならず。 余が 少 き頃人々のいひしは、「三條の色の 古へに異なるもれ ŋ て殊に近き世の事なり。 少 き頃人々のいひしは、 「三條の 其頃迄

ず 大た 洗には、氏子町に不限、かずめずのがぬき頃祇園新地はい り超 るも せら 過 あ 其大 て て、 け る て喧 の 長 な の る ٢ 日 さ十 御書付 は 0 の 繁栄云 方 の に余 -間余り、 有 廻 来、 祇園 7 し に 其 の商 41 ベ の 燈籠の評 其後は公より制禁あ 京中競ひ からず。 後模様替り、 多 町 切 を、 燈籠 売店出来た り通へ人々抜た 辻を廻る時は折れる様に 此店 あ ふさ き るさする (注) (離) 今 判付とて、 町並すべて茶 て大業 たる榊燈を造、祇園町と知恩院門前 と云も 今の如 りと 町中を売歩に て、 ý. り。是今 < 今に 無 屋 しなり に 前 き の代 の祇 程に ても て 寸 きつ の 園新地開 5 り の 町 < の ひ、 人は何 囃き間 商 0 々 沙汰 子は郊野 図 子 売店 たる 年寄 其優 図劣を たる 人 壮 せり はなし 代 の 観、 つなり。 事 し の り 所也。 て神前 手 ゆ Þ の 今は茶 町 き ら 節 せ 今 享保 に 知 の b 5 庁 及 有 頃 へ参る。 3 屋 中 ぬ 所 な 祇 な 人多 に於 り。 園神 は 頃 所 が 5 た非 残り ょ ぬ 計 て 余 其 ŋ

京都町奉行所の与力、 宝永七年 (一七一〇) ~寛政七年 (一七九五

京 都 府 下遊廓由 寬 政二年 (一七九 0 六月

寛政の取り締まり

0 は寛 た 政 二庚 に 差 戊戌六 月 L に 相なる。 祇園 町・同新地をはじめ、 所々 の茶屋株一時 差し止められ、 茶屋 株等、 隠売女子三百人余り、傾 傾城町へは 売女調えの た 町 め

銀 拾 五 貫 目 下 し 渡 し に 相 な ŋ 候 事 ア 記 リ 録

前 の通 (二) 展成六 ニ差 ŋ 下下 茶立女壱 月 しに相なり 祇 袁 宛差 町 所々 同 L 新 き、 地 の茶屋株 をはじめ所 女 に 一時 々 れ に まじ 差し の茶屋株 きよう 止 一められ 0 b 申 の 懸り合これなり、売女多人数は 渡しに相 なり なき茶 傾 城 町 屋 は 先

処置アリ、記録短此以前ニモ追々日 無人之

- 4

0 **口銭** 差 去る Ŧī. 同 ケ 年限 六月傾城町 し出し 一月 りを以て、 祇 差配を受け候 へ差し下 袁 町 遊女屋廿軒宛、 しに相なり候売女引き取り、 地 儀等、 ナ内 リ六 壱軒に 申し 二条新地・ 渡 L つき人数十五人に限り、 に 相 なり 渡世致 候 七条新地、 事 し候儀、 差し許 都合 なら 几 び し ケ に 所 に 相な 傾 へ初 城 ŋ, 町 め

附 是迄祇園町・同記成ル、委クハ同所之条中ヲ見ルヘシ記録アリ、此時傾城町出稼之筋ニ

是迄祇園町 同新 地は 区別 相 立 て 居 ŋ 候 所 本 遊 女 差數 免 の 砌ぎり  $\mathsf{E}_{\nu}$ 来ぃ

ヶ所ニ相心得るべき旨 申 し 渡 L に 相 な り 候 事 ア記 リ録

## 〔慶応 の $\Box$ [上書] 寛政二年 <u></u>七 九〇) 十二月

相 **付けられ、遊女については傾城**、人に限り候旨仰せ渡され、なお 同年十二月、 る千三百 な 9 人余 遊女多人数これ 祇園町 り の 売 同新地・二条新地 女、 あ 四 なお右 り候 ケ 所 町、 て 遊 **へ口銭下しおかれ**、もっとも傾つき猥りなる儀これなきよう、 はよろしからざる趣 ・七条新地・北野上七軒、 女屋共 ^ 分け遣 おかれ、もっとも傾城 わす に なきよう、**傾城町**にて、遊女屋壱軒1 四ケ所遊女商売廿軒 町 ^ ッ に下 か る せ、 五. に

#### 寛政 の 取 ij ま ()

1 茶 屋株 の停止

4

遊女屋

一軒に遊女十五

人

2 婢は傾城町へ預けられる

- (5)
- 箇所 の遊所に各二十軒の遊女屋
- 遊女屋は 傾城町の差配下 · (口 銭 を納  $\otimes$ る
- 8 茶屋 茶 (京 立 株 女の類壱人宛召し抱え、 都 の町 触集 類 ` 成)九ー 今度在り -六二九号 来るの 通、 渡世致し候儀、 文化十 免候間、 年 八一三 勝手次第に候。 前 々右 一商売い 二月 ▼ 茶屋には茶立女一人たし来る町々にて、一株 茶屋株の再 に
- 9 の合 な 儀い お 慶 願もい仕 応 またその後奸智 0 奉り、  $\Box$ 上 嶋原町 化 十 の 年 酉 b 年 寄などと偽名を飾り、 の 三月 これ 匹 あ 9 日 茶 関東 屋 表 株 御 ~ 差 免 ニ相 **御冥加銀**- (罷り下りま 相 上納の 儀申し が謀計を以て、 成 る。 茶屋株再興の政治 立、当て、、、 **茶**、一 **屋**、応 株、 の 再、掛 工 興、ケ 作
- 10 四 五. は 祇 \_\_ 行 袁 万 燈 町 覚 出 日 同 を出 燈を出シあり。 記 し子供を送らず休む。 新 地天 さず • 保 休む。 膳所 + 三年 裏 ・八軒 す 中之町も同断。  $\widehat{\phantom{a}}$ ~ て遊 八 その余、 ·清井町、 (四 二) 所 向き 三月二十 宮川 外六 は 休 何 川壱町目一軒引く。ハ町内弁才天町、2 む。 れ も茶屋向 八 是ハ銘  $\exists$ 条 き一統行燈を引き休む。 々 心 得 行燈を引き休む。 付燈出シ有あり。宮川下行燈出シ有あり。宮川下小が上で付む。廿一軒町ん 天保の改革 廻シ店
- 11 月 ح 万 の 間 に、 御 日 記 触にて京師遊所向き、 外の商売に引き移り候よう仰せ出さる 天保十三年  $\widehat{\phantom{a}}$ u 、嶋原傾城四一八四二)八二 町、月 7のみにて、 るにつき、 日条 すべて休み相仕舞、宮その余、引き払う。 ▼ 遊所向き その余、 遊所向きは傾 当月より (城町 六ケ の 4

『宝寿院日記』嘉永五年正月二十三日条所 載

## 遊女屋の 再

きよ 渡 配 渡 遊 世 申 世 女商 城 節 L う に 町 の るよう急 方 付 売 相 つ 商 作法能く相. 作法能く相. (種) 続方 け候 売 らび取 え、 間 なら 先 り締 遊女商 また に 相守 傾城 年 び 遊 場 差 所 に 女 り ŋ は 町 L 相 売 渡 な 京 傾 の 免 ・芸者共名前申すで 差配 (地潤助 らび 差 世 城 じ ī € √ 町 置 たさす を請 に遊 免  $\sim$ 李 えし候場所 引 = 女屋軒数 も相 け 越 遊 べく候 L 女 成る 同所 傾 べ 々 遊 売 く城町 べき訳 江 女 ^ • の 住居 遊女 芸者 口銭差し 商 儀 ^ 売 口致す を以て、 の儀 人数 致 去 す る 、べく候。 寅年、 出し、惣而不取締方の儀等、前々の通りに相心得 はそこ所へ差免候 べき旨申し渡し候 し出すべく 以 前 諸事御改革 勿論遊女ヶ間敷働き致へ差免候遊女屋共へ差 の如く十ヶ年 · 仰 せ 処、 の儀 つき を ح 付 にれな 2え、右 限 のけ り、 度 5

13 亰 町 新 地 六 町 等 兀 力 所 惣代等 連署請 書 嘉 永 四年十二月十 日 付 (『宝 寿院 日 記し

#### ▼ 傾城 町の借財

遊 ح 女の な 度 嶋 ら び 原 に芸者 傾城町 · 等 借 差 財 し四 置き、 渡 もこ 世 れ の 儀あ 十り -ケ 難 年 渋 のに 間、差し免じの趣、仰つき、そこ方ども町々 仰せ渡され へ寛政度の通 り

14 煙 花 新 議 嘉永 Ŧī. 年  $\widehat{\phantom{a}}$ 八五二) 浅 野 長 祚 (ながよし) 著

# 遊女と芸者の 人

ば抱 さ \_ 女 て また当時 の数 軒 **F両三人程** 遊 女弐百、祇園 に当 り十町 候-七人程、 抱女これあり候客請屋弐百軒余り、 芸者 九百五 +人 程、 右千百六十人余、 抱女これなきの分弐百軒程 軒 別に引当 て ^ - 6 -

外月に祇 を 7 遠 京 に て紛 茶屋 限 町 都 町 り 渡世等 触 匹 5 同 新地 わ ケ所の内へ移住 しき渡世 いたし、右ば 二条新地 € √ 七〇 た らいたし、 渡世 し候 <u>H</u>. 北 号 b いたしたきものハ、 野新 の の 安政 右渡世致すべく候。もっともこれ迄の重り、幸したきものハ、四ヶ所遊女屋共へ相対に及び、 地 儀 7, 三年 つき 七条新地へ茶屋渡世 (一八五 度々相触 六 れ候趣、急度相守るべく候。もっともこれ迄の通り、遊所 「差 免候間、U▼ **茶屋渡世の**T 以 前 再 Þ 外場所

15

#### 16 慶 応 四 0 ケ 上書 所 安政三年 売人共 八 五 六 月

辰

十

遊女商

#### $\blacksquare$ 茶 屋 渡 世 の 再 Þ

茶屋 者共ハ、 けけ 世 売 そ 住 致 差 ح 致 遊 し免 方共 渡 今般 す 女 す べく候。 け べき者 届 • 差 町 **そこ方共**へ相対に及く候。かつ**そこ方共** じ置き候処、 芸者共 の者 々 し免じ候茶屋 『き候処、今般R へ先達て傾城R は b 茶屋渡 ハの口銭 ケ 渡世 世 ハ勿論 = 之内 差 Ŧī. 町 し の び町 ケ 相 々の 年限 免 b 続 茶屋共 じ候間 の共 (の) 八 方 ヘケ月を 外、 な り四ケ所 ら 茶 び 以 限り 前 銭 に 傾城 茶屋渡 へ茶屋 傾 世 け 京 城 地潤 の 町 傾 ح 城 b 差 町 兀 , 差配 所 !助ニも れまた傾 配 町 世 差 の そ ・一、差 61 し こ方共取 の内 た 方 免 前 相 し出させ じ、遊女・ こへ移住 候者共 城 そこ方共に 成 町 る 締 べき訳 へ の ₹ 1 ₹3 芸者 た  $\Box$ た 尤 右渡 し b 取 し を 外 共 以 り 候 世 0 締 よう い・呼 7 住 町 ŋ た び 申申 以 々 寄 ょ たき せ渡 し 付 し付 女 ŋ

# 安政三年 人 申 渡

- ③ ② ① 外 彼 四 部 ら ヵ 町城の四 居住者 で茶屋を光 営へ む者 者の「取
- いらが傾り 町 (島 からの移住して、 る 生の「取締」ハロ銭」の手 の手 (為差出
- 外 々 てきた茶屋
- **(5) (4)** 傾外 茶城部 町 に 世納 める「(茶宿共) 口銭」額を彼らと「申談 じて決めること
- の名前 の 京都 町 奉行 所 ^ の提 出

#### 17 宝 寿 院 日 記 慶応 匹 年 明治元年、 六 八 三月二十 日 条

#### 町 か ら の 独 立

あ 地 名 折 ヲ 前 は 前 柄 前 入 ょ 頭 ŋ 頭 0 の通 三在 ば 境 7 儀 仕 り ょ 付 境 候 り 左 以 内 込 諸 内 渡 り け ŋ もり、しせた 世仕 替 事 に 候 は 誠 0 己 み は祇 ばば え 不 規 前 間 加 に 7 0 社 **地** ら れ 都 則 土 以 る ル 頭 0 家譲 天保 合 内 ベ 如 地 頭 て b 難有仕続くは、 「の儀ニ御 御 相立 と き旨 く 差 に 茶 境 々 舞 有仕合にをいかたきしあわせい 御免成し下し 届 同様 歎願 内 り つき のけ・ ち 申 を の < ` 申 の儀 等 申 町 免 規 し し上げ、 -さず、 何 座 渡 ぜ 役人進退、 事 御 り 候間 さ 候 で 年 卒 Ξ 5 0 b 存じ Ĺ 処、 以 御 れ れ 渡 = 来は、 座 なさ 金弐千両も か 候 世 立 奉り候。 甚だ以 つまた 候 えども ち、 そ その上御差 そ に の 処、 そ れ 0 の 7 `` 後 の 祇 右 外何 園 町 以来 7 同 頭 に 嶋原 二御 数なが ケット居 様 もっとも 当境 町 微 取 上  $\exists$ 事によ 渡 义 地 永 図を請 • 新地内: 敷次第二御の者も地頭 傾 世 内 匹 = 城町の世代り りた 仕 地 らず 取 頭 て 有質け 締 の • 来 **〈** 仕 =  $\stackrel{-}{-}$ = り 支配 方 年貢 ŋ 外 ŋ 拘が月 /組合六 は 座候 罷 に じ 替 と申す儀、 ゎ り 存 に 計 厳 り在 右 れ ら 前 り 7 ず 重 5 0 に そ b は ニ仕 が仰せ付が野遊所 儀 つき、 頭 € √ *,* 9 れ 納 ぞれ り 仕 は 郭嶺候 嶋原 り ŋ 申 り、 不 のでえ か り 世 け 渡 心 ど ね 体 す 傾 町 今 形 に及 世 般 得 b 城 < 境 々 ら 治相 り 内 御一 者も 存 れ 町 7 Þ の 甚 町  $\sim$ 遊 儀は、 容易 当 社 ば町 下 の だ 之 成 々 り 」 社 領 配 人共れ 新のれ 世 奉 ず 新 女 以 は ŋ と 7 ``

社務執

寿 院行 钔

弁 役 四 所辰

慶応

年三

**→** 18

**借** 夕 〔上

候 正症河

こ の

•

金

\_

株金引当ニ

て

茶屋株

明

日

た和

#### 表1 祇園町・新地六町の遊女屋 その1 寛政2年~天保11年

	寛政2	寛政 10		寛政 13	文化3	文化4	文政5	天保 11
1	井筒屋治郎三郎	祇園井筒屋店	5	7	3	5	16	15
2	扇屋九左衛門	祇園扇九店	3	7	13	12	10120	267-1
3	万屋太郎右衛門	祇園一力店	3	7	0	0		
4	升屋半四郎	祗園枡半店	6	7	4	2	80	o.
5	井上屋源兵衛	井上屋店	13	13	15	19	66	62
6		三枡屋店	21	14	57	46	72	70
7		宇治量店	15	15	23	28	53	
8		近江屋店	20	15	25	38	60	118
9		あたらし店	21	13	28	27	24	.12.0300
0		井筒屋店	21	14	25	31	28	108
1		松本店	11	15	35	40	29	
12		桜井屋店	13	14	32	40	56	46
3		奈良屋店	16	15	34	40	44	165
4		花菱屋店	6	15	24	25	26	l
5		水口屋店	6	5	43	34	16	
6		京屋店	13	14	26	25	36	59
7		京井筒屋店	12	14	33	29	90	81
8		万屋店	16	15	26	14	36	96
9		伊勢国店·京增星		20		1		
		CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF	247	239	446	455	652	655
鴣	万党日記	祇園華楼遊繁栄		維	細	細	細	細

出典の「細」は「祇園細見」を示す。

註2) ゴチックの数字は遊女の人数を、その他の数字は芸者の人数を示す。

#### 嘉永5年(1852)の祇園の客請屋と遊女・芸者(『煙花新議』(史料14))

 客請量 ① 抱女あり 200 軒余り ② 抱女なし 200 軒余り 計 500 軒

- · 遊女 217 人
- · 芸者 950 人

金 原 並相納候儀、 61 た 明 呉候院三年 様、則不九月八 日 同 役 元 吉 钔 末吉 奥 両 印町 右 廿 内 内へ証文相渡候事一両借用いたし、! 人

茶屋には茶立女一

見合 先達而ゟ院内 れ候様 正 蔵 へ先 へた き借 の ŋ 6.4 受 取 た し、 印 形此 € √ た ハ 大方ハ受取計ニ候間、 遣ス 印 形

-19

株 河

上

い 今 た 日

立会候事、

廿 七両 弐 両 富 末 吉 町

元吉町

本町

九廿

両 両

清 本 町

三両